

(案)

資料 3

東大阪市上下水道事業管理者

植田 洋一 様

東大阪市上下水道事業経営審議会

会長 杉永 佳甫

東大阪市水道料金のあり方について（答申）

令和 3 年 8 月 5 日付け東大阪水経企第 824 号により諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、次のとおり意見が集約されたので答申する。

記

1. 答申内容 別添のとおり

(案)

1. はじめに

東大阪市水道事業では、今後、多くの水道施設や管路が更新時期を迎え、それらの更新や耐震化に多額の費用が必要となる一方で、収入の根幹である水道料金は人口減少や節水機器の普及等により減少し、経営環境は厳しさを増すことが予想されています。加えて、大規模地震や台風等の災害リスクが近年多様化・深刻化しており、水道施設の安全を脅かす危機が顕在化しています。

これら水道事業の課題に対応すべく、将来・次世代にわたり健全な水道事業を継続していくための基本理念や実現に向けた施策等を取りまとめた「ひがしおおさか水道ビジョン2030」が策定されています。

本ビジョンに示すとおり、今後は、東大阪市水道事業が目指す「災害に備えた強靱な水道」を実現するために、災害リスクの低減や被災時の影響緩和に向けた施設整備や財政的な備えが今まで以上に必要となっています。

本審議会では、このような状況を受け、東大阪市水道事業の健全な財政運営の確保に必要な料金水準を見極めるとともに料金体系を検討するため、現在の水道料金制度のあり方について、多角的な視点から審議を慎重に行い、その結果について以下のとおり答申します。

2. 料金改定の必要性

水需要の減少に伴う給水収益の減少、老朽化の進行に伴う更新需要の増大により、今後の経営環境は厳しさを増すことが予想されています。

また、今後の財政収支見通しについて、現状の経営を維持したままの場合、資金残高が大幅に減少し、事業運営に最低限必要な資金が確保できないことから、事業継続が困難となることが見込まれています。

こうした中、健全な水道事業経営を持続していくため、徹底した経費削減を実行していくとともに、将来世代への過度の負担を残さないよう、企業債借入の適正化を図り、その上で、安定的な事業運営に必要な財源を確保するために料金改定が必要となっています。

(案)

3. 料金改定時期

東大阪市水道事業が策定した「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」において、料金改定の時期を令和4年度としていました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大による経済的な影響を鑑みると、市民や事業者の経済的な負担を軽減する必要があるため、料金改定時期を延期しています。

さらに、財政収支見通しを検証した結果、料金改定を行わなかった場合、令和7年度には収益的収支が赤字になることから、料金改定の時期を令和6年4月1日とすることが妥当であると判断しました。

4. 料金改定率

料金改定率については、必要な財源を確保するため、「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」において計画していたとおり13%とします。

なお、料金改定手法は、総括原価方式によるものとし、必要な資産維持費を算入しています。

資産維持費は、物価上昇による減価償却の不足や施設の高度化による工事費の増大等に対応しつつ実体資産を維持し、適切な水道サービスを持続していくために総括原価への算入が認められているものです。この資産維持費が適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障をきたすこととなります。

5. 現行の料金体系

東大阪市の現行の料金体系は、基本料金と従量料金からなる二部料金制を採用し、家事用、業務用、公共用、浴場用、事業用、臨時用の用途別の料金体系を採用しています。

また、全ての用途に基本水量を付与しているとともに、家事用と浴場用の従量料金は使用水量に応じて単価が逡増する逡増型を採用しています。

6. 料金体系のあるべき姿

(1) 料金体系

東大阪市で現在採用している用途別料金体系は、一般家庭用の用途区分を設定することで、生活用水の低廉化を図ることができますが、業務用等の用途に対して高い料金を設定しており、用途間での費用負担の公平性に課題があるため、水道料金算定要領においても漸進的に解消することとされています。

また、全国的にも、用途別料金体系から、費用負担の公平性が説明しやすい口径別料金体系へ見直しが進んでいます。

水道料金算定要領では、口径別料金体系を原則とする旨が記載されていますが、一度に全ての用途区分を撤廃した場合、水道料金の激変を招くことから、段階的な解消を目指し、当面、一部用途区分を存置することが考えられます。

以上のことを踏まえ、用途別口径別併用の料金体系へ見直すことが望ましいと考えます。

(2) 基本水量の設定

東大阪市では、例えば家事用の場合、7m³の基本水量を設定しています。基本水量は「公衆衛生の向上と生活上必要な水使用を促す」という目的を有していますが、普及率がほぼ100%となった現在では、その目的を概ね達成しており、水道料金算定要領においても漸進的に解消することとされています。

また、基本水量以下の範囲で節水しても料金は変わらないため、節水意識を阻害する可能性があります。

水道が十分に普及した状況、節水努力が反映されることを踏まえ、基本水量を解消することが望ましいと考えます。

(案)

(3) 基本料金・従量料金の割合

基本料金は、使用水量に関係なく徴収するもので、メーターの検針や水道料金の収納、あるいは施設の管理にかかる費用等、使用水量の有無に関わらず固定的に必要となる経費を賄うものです。

また、従量料金は、使用水量に応じた料金で、薬品費や動力費など、配水量に応じて変動する経費を賄うものです。

東大阪市における令和2年度の基本料金と従量料金の比率は、26%と74%となっており、大阪府下給水人口25万人以上の他事業体に比べて基本料金による収入の割合が低く、従量料金による収入の割合が大きいことから、人口減少や節水に伴う有収水量の減少の影響を受けて料金収入が減りやすい料金体系となっています。

基本料金の割合を大きくすることによって、将来の有収水量の減少に伴う料金収入への影響を緩和できるため、料金体系の見直しにあたり、基本料金の割合を高めることが望ましいと考えます。

(4) 逓増度

東大阪市では、家事用の従量料金は使用水量が多くなるほど料金単価が高くなる逓増制料金体系を採用しており、使用水量の少ない利用者には低額な単価設定による料金、使用水量の多い利用者には高額な単価設定による料金で、それぞれ水道水を提供しています。

この結果、同じ1m³の水を利用しているにも関わらず、料金単価に格差が生じており、負担の公平性の観点から課題を抱えています。

生活用水の料金の低廉性維持、使用水量の適正化（節水の促進）の観点から、逓増制を維持していく必要性はあるものの、公平性の視点から料金負担の適正化（逓増度の緩和）を図っていくことが望ましいと考えます。

7. 審議会を踏まえた料金体系

料金体系のあるべき姿を目指し、議論を重ねましたが、口径別料金体系を導入することにより、単身世帯など使用水量の少ない利用者の料金に激変が生じること、また、全体的には13%の料金値上げを行う中で、一部の利用者は逆に料金の値下げとなること、といった課題が顕在化しました。

こうした課題と、昨今の急激な物価上昇などの社会情勢等を総合的に勘案し、今回の料金体系の見直しは以下のとおりとします。

(1) 料金体系

料金の激変が生じないよう配慮するため、現行通りの用途別料金体系とすることが妥当です。また、浴場用については、昨今の社会情勢に加えて物価統制令を考慮し、料金改定を据え置くことが妥当です。

(2) 基本水量の設定

家事用の使用水量の少ない利用者の値上げ幅を抑制するため、現行通りの基本水量を存置することが妥当です。

(3) 基本料金・従量料金の割合

水需要の増減に収入が影響されにくい料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を高めることが妥当です。

(4) 通増度

負担の公平性の観点から、大口使用者に負担が偏っている家事用の従量料金の通増度を緩和することが妥当です。

(案)

8. 付帯意見

(1) 広報の方法

料金改定を市民や事業者等の利用者へお知らせする際は、広く適切に周知できるよう、広報誌や検針時のチラシ、インターネット媒体を用いるなど、広報の方法を今後検討されることを提言します。

(2) 水道料金の定期的な見直し

東大阪市における直近の料金改定は平成 23 年ですが、平成 13 年以降の約 20 年間は値上げの料金改定が行われていません。

この間、事業経営に努力し、料金を据え置いてきたことは評価しますが、長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながることになります。また、今後は水需要が減少する中でも、水道施設の計画的な更新が必要となります。

今後は、経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえた上で、将来世代に負担を先送りせず、負担の公平性を確保できるよう定期的な料金の見直しを行うとともに、口径別料金体系の導入や基本水量の解消といった料金体系のあり方についても、引き続き検討されるよう提言します。

9. おわりに

当審議会に対し、「水道料金制度のあり方について」の諮問があり、これまで審議をしてきた結果を答申として取りまとめました。

料金体系については、新型コロナウイルスの感染拡大や急激な物価上昇による市民生活への影響が大きいことから、今回の答申では見直しの影響を最小限に抑えたものとすることが妥当であるとの判断に至ったものの、13%の料金改定を行うことによって、将来の水道施設の計画的な更新に必要な財源を確保し、健全な経営に向けた道筋をつけることができました。

最後に、次回以降の料金改定の際には、本審議会で目指した料金体系のあるべき姿が実現されることを願い、この答申の結びとします。

(案)

水道料金表 (案)

(1 か月当たり、単位：円、税抜)

区分			改定後	現行
用途	段階	水量区画	単価	単価
家事用	基本料金	7m ³ まで	753	608
	従量料金	8～10m ³	104	98
		11～20m ³	151	146
		21～30m ³	212	208
		31m ³ ～	250	247
業務用	基本料金	10m ³ まで	1,811	1,462
	従量料金	11m ³ ～	255	247
公共用	基本料金	30m ³ まで	5,541	4,472
	従量料金	31m ³ ～	336	326
事業用	基本料金	30m ³ まで	8,182	6,604
	従量料金	31m ³ ～	358	347
臨時用	基本料金	10m ³ まで	6,019	4,858
	従量料金	11m ³ ～	598	580
浴場用	基本料金	500m ³ まで	31,000	31,000
	従量料金	501～600m ³	62	62
		601～2000m ³	102	102
		2001～3000m ³	104	104
		3001～4000m ³	113	113
		4001～5000m ³	123	123
		5001～6000m ³	189	189
		6001m ³ ～	247	247

(案)

10. 附属資料

(1) 諮問書

東大阪水経企第 824 号
令和 3 年 8 月 5 日

東大阪市上下水道事業経営審議会
会長 様

東大阪市上下水道事業管理者 植田 洋



諮 問 書

下記事項について、東大阪市上下水道事業経営審議会規程第 2 条第 1 項の規定に基づき諮問いたしますので、ご審議のうえご答申いただきますようお願いいたします。

記

1. 諮問事項

水道料金制度のあり方について

2. 諮問の趣旨

東大阪市水道事業では、今後、多くの水道施設や管路が更新時期を迎え、それらの更新や耐震化に多額の費用が必要となる一方で、収入の根幹である水道料金は人口減少や節水機器の普及等により減少し、経営環境は厳しさを増すことが予想されます。加えて、大規模地震や台風等の災害リスクが近年多様化・深刻化しており、水道施設の安全を脅かす危機が顕在化しています。

これら水道事業の課題に対応すべく、昨年度、将来・次世代にわたり健全な水道事業を継続していくための基本理念や実現に向けた施策等を取りまとめた「ひがしおおさか水道ビジョン 2030」を策定し、目標に向けて取り組んでいます。

本ビジョンに示すとおり、今後は、東大阪市水道事業が目指す「災害に備えた強靱な水道」を実現するために、災害リスクの低減や被災時の影響緩和に向けた施設整備や財政的な備えが今まで以上に必要となります。

このような状況の中、東大阪市水道事業の健全な財政運営の確保に必要な料金水準を見極め料金体系を検討するため、現在の水道料金制度のあり方について多角的な視点からご審議いただきたく諮問いたします。

以上

(案)

(2) 委員名簿

	氏名	所属・役職	備考
会長	杉永 佳甫	大阪商業大学 公共学部 教授	学識経験者
副会長	笠原 伸介	大阪工業大学 工学部環境工学科 教授	〃
委員	小出 道子	株式会社松よし人形 代表取締役社長	関係団体が 推薦するもの
〃	東野 守	東大阪市自治協議会 常任理事	〃
〃	松浦 陽子	東大阪市消費者団体協議会 会長	〃
〃	渡邊 昇	大阪広域水道企業団 東部水道事業所長 (～R4.3.31)	〃
〃	覚道 慎一	大阪広域水道企業団 東部水道事業所長 (R4.4.1～)	〃
〃	梶原 雅和	一般財団法人都市技術センター 事業部下水道課担当主幹	〃
〃	廣木 瑞穂		市民公募

(3) 審議経過

		開催日	審議の概要
令和 3年度	第1回 (書面会議)	8月5日～ 8月13日	<ul style="list-style-type: none">水道料金制度のあり方について (諮問)審議会の概要水道事業の現状と取組み下水道事業の現状と取組み東大阪市水道料金の概要について
	第2回	10月11日	<ul style="list-style-type: none">水道事業における料金体系の課題と目指す料金体系方針
	第4回 (書面会議)	1月24日～ 1月31日	<ul style="list-style-type: none">料金改定方針案と料金体系案の検討条件について
令和 4年度	第1回	4月28日	<ul style="list-style-type: none">料金体系案のシミュレーション結果の提示について
	第2回	7月5日	<ul style="list-style-type: none">前回意見を踏まえた料金体系案のシミュレーション結果の提示、料金体系の決定
	第3回	8月2日	<ul style="list-style-type: none">答申案